令和７年８月22日

　　農業者の皆様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東根市農林課

**令和７年６月からの高温少雨による被害に対する**

**農林水産物等災害対策の実施と要望取りまとめについて**

令和７年６月からの高温・少雨に対応するための水路等掘削又は揚水機設置工事、機材の借り上げ、資材の購入、燃料の購入等に係る経費や資材・設備等の導入を対象として、緊急支援を実施する予定です。

詳細検討中の段階ではありますが、支援措置の要望調査を実施いたしますので、裏面に記載の支援措置の対象となることが見込まれる方は、下記期日までご要望いただきますようご案内申し上げます。支援の詳細は裏面をご覧ください。

**◇採択要件　※ほかの補助事業との併用はできません。**

（１）農業者団体（３戸以上の農業者（認定農業者等の場合は２戸以上）で組織する

団体。ただし、代表者、組織及び運営についての定めがあるものに限る。）

（２）農業法人

（３）販売農家

令和７年６月１日から９月30日までに工事完了または納品がなされたものが対象です。

**令和７年度山形県農林水産物等災害対策事業要望申し込みに係る調査書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地区名 |  | 氏名 |  |
| 住所 |  | 電話番号（携帯電話可） |  |
| 生年月日 |  | 消費税課税区分 | 一般課税・簡易課税・非課税 |
| 要望内容（希望される事業名に☑を記入し、取組内容を記入ください。） | 事業名：* 農業用水確保対策事業　　　□　園芸作物等高温対策事業

取組内容： |

**●提出期日　令和７年９月５日（金）まで　東根市農林課までご提出ください。**

**●提出書類**

　・要望申込みに係る調査書（本状）

　・見積書（完了・購入済みの場合は領収書）の写し

※今後正式に補助の申請を行う段階で、追加資料の提出が必要となる場合があります。

※対象事業であっても補助採択ならない場合もありますので、ご了承ください。

【お問合せ】　　東根市農林課　担当：早坂・矢野　　℡0237-42-1111

事業の詳細　　※令和７年８月22日現在

| 事業の種類 | 対象経費及び対象要件 | 補助金の算定基準 |
| --- | --- | --- |
| 農業用水確対策事業 | 〈対象経費〉干害時の農業用水等の確保のための工事、機材の借上げ又は購入、燃料の購入等に要する経費〈対象要件〉１ 応急対策（１）６月１日からの高温・乾燥により発生した干害に対して実施する水路等の工事、揚水機等の賃借又は購入及び揚水機等の燃料の購入等に要するものであること（２）６月１日から９月30日までに実施したもの２ 恒久対策（１）干害時の農業用水等の確保のための施設等が整備されていないことにより、井戸の掘削、灌水施設等の設置工事に要するものであること（２）６月１日から９月30日までに工事が完了すること | 〈応急対策>当該事業に要する経費の２分の１に相当する額と、次の表の１箇所当たりの限度額の２分の１に相当する額のいずれか低い額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | １箇所当たり限度額 |
| 応急対策大規模対策中規模対策小規模対策 | 5,910千円2,640千円990千円 |

※この限度額は税込みの金額です。<恒久対策>当該事業に要する経費の３分の１に相当する額と、下記の１ｍ当たり限度額に延長を乗じて得た額の３分の１に相当する額のいずれか低い額とする。【１ｍ当たり限度額】井戸灌水設備 180千円/ｍ※この限度額は税込みの金額です。（50メートルを限度とする） |
| 園芸作物等高温対策事業 | 〈対象経費〉高温による収量、品質の低下防止のための機器・資材の購入等に要する経費〈対象要件〉１ 果樹、野菜、花き等の栽培において、６月１日からの高温に伴う収量及び品質の低下防止のため、新たに必要となった以下の機器又は資材であること遮光資材、換気扇又は循環扇、ミスト噴霧装置、散水・灌水システム２ ６月１日から９月30日までの間に納品されたものであること | 当該事業に要する経費の２分の１に相当する額と、下記の単位面積当たり基準単価に対象面積を乗じて得た額のいずれか低い額とする。【単位面積当たり基準単価】遮光資材 216千円/10a換気扇または循環扇152千円/10aミスト噴霧装置674千円/10a散水・灌水システム1,380千円/10a※この基準単価は税込価格です。 |